○環境省令第三十二号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月八日

環境大臣　望月　義夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第三十号）を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年九月八日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。